

令和6年9月

関係各位

日本小型船舶検査機構
大津支部長

検査等に関するお知らせ

日頃より船舶検査等へのご理解及びご協力を賜り誠にありがとうございます。

知床遊覧船事故後、小型船舶（主として旅客船）の検査方法等の見直しを行い、船舶検査の実効性の向上を図ってきたところ、弊機構大津支部では、令和6年9月の人事異動に伴い検査員1名が減員となりました。

組織としましても継続的な検査員体制の強化と併せて、船舶検査の効率化及び実効性の向上に向け、船舶検査情報システムの改善及びICTを活用したリモート検査の推進等、更なる取り組みを進め努力してまいります。当面、支部としましては下記の取扱いにより検査等を実施します。

つきましては、証書等がご希望の予定に交付できない可能性があるため、お早目に計画的な受検にご協力をお願いいたします。皆様には何かとご迷惑をおかけすることとなりますことをご了承いただきたいと思います。

記

- ① 証書等の交付は、受検後、原則「翌々日」（土日祝祭日除く）になります。
- ② 今年から検査の実行性の向上を図る一環として、1日の検査隻数の上限を設けているところですが、更に制限する場合があります。
- ③ 平日の午後に実施している支部での「持込み検査」について、検査員の支部在勤状況により、制限又は不可となる場合があります。

(以上)